

経営支援事例

真庭商工会 勝山支所

後継者主導の承継準備で商工会を活用

支援先企業概要

事業所名：有限会社フクモトタクシー
 代表取締役：福本 益三
 事業内容：道路旅客運送業
 創業：平成9年
 所在地：真庭市勝山412-7
 従業員数：4名



事業状況

当事業所は真庭市勝山を拠点にタクシー・コミュニティバスの運行受託等の交通関連事業を営んでいる。タクシー利用者のニーズをとらえ、真庭観光局と連携した商品作り、観光プランの策定、ツアー等も実施している。

支援の概要

後継者である福本和来氏が将来的な事業の方向性について商工会へ相談に来たのが支援の契機となった。タクシー業界では決済手段の多様化対応、顧客情報収集及び活用のためのIT導入が進んでいる。

商工会では、こうした世の中の変化への対応のため、専門家と連携し今後の事業の方向性を定めた。その結果、全国で7社しか参加していない国土交通省の実証実験に参加するなど新規事業や顧客ニーズの検証を行うことができた。

また、専門家と一緒にになって行った現状分析から自社の広報活動にも着手。地元での活動周知のために補助金を利用した自社活動の宣伝にも着手でき、真庭を訪れる観光客と地元住民のニーズに更に応えられるように取り組んでいる。

支援に際しての課題

- ①事業承継にかかるスケジュール管理
- ②プロジェクト実践
- ③潜在利用客へのアプローチ

課題へのアプローチ

- ①計画経営支援
 - ②専門家を活用した戦略策定支援
 - ③補助金の活用支援
- (小規模事業者持続化補助金)

国土交通省認定、期間限定企画
定額タクシー実証実験事業！

真庭市勝山 ⇄ 落合を結ぶ通院支援型サービス

料金固定、事前精算、回数券方式の定額タクシーを
10月1日～12月21日の期間限定で運行します。

片道4,000円プラン

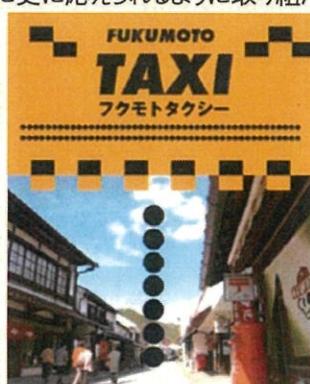
本郷（寺河内は含まれます）・三田
江川（上江川は含まれます）→
金田病院
落合総合病院

【領収：20,000円（4,000円券×5枚）】

片道4,500円プラン

船・横部・本郷（寺河内のみ）
福谷・江川（上江川のみ）→
金田病院
落合総合病院

【領収：22,500円（4,500円券×5枚）】

▲ 補助金を活用した当社案内作成
(小規模事業者持続化補助金)

真庭市経営革新応援事業補助金

真庭市内の事業者の方で、**経営革新計画等の承認**を受け、計画に基づいて行う事業について最大100万円の補助金が受けられます。内外装工事費用、機械購入費用、ホームページ製作費や広告料等が補助対象費用となります。

尚、上記補助金制度は平成30年度の情報であり、年度により変更となる場合がございますので、**申請をお考えの方は必ず真庭商工会までお問い合わせください。**

真庭市経営力向上支援補助金

真庭市内の事業者の方で、**経営力向上計画の承認**を受け、計画に基づいて行う設備投資について最大100万円の補助金が受けられます。

専門家の声

2019年10月スタート 消費税軽減税率

消費税軽減税率とは

何を準備したらよいか

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

具体的には10月1日より次の2品目については軽減税率が適用され消費税は8%となります。対象となる品目は①酒類・外食を除く飲食料品と②週2回以上発刊される新聞(定期購読契約に基づくもの)です。この2品目については軽減税率の適用を受けるために別途、経費の事務処理が必要です。

必要となる具体的な経費処理とは、帳簿及び請求書等の記載と保存です。消費税率が8%と10%の複数税率となりますので、税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書の発行や、帳簿に税率8%の記載等、「軽減対象資産の譲渡に係るものである旨」を記載することが必要となります。8%の軽減税率の適用を受けるにはこうした帳簿及び請求書等の整備、保存が必要です。

牧野晃久税理士事務所
代表 牧野晃久 税理士

専門家紹介

経歴

2000年 税理士資格取得
2016年 行政書士資格取得
2017年 牧野晃久税理士事務所 開設



地元真庭市にて税理士・行政書士業務を展開。地元密着型の事業者に寄り添った相談対応を行っている。

補助金で軽減税率対策

【軽減税率対策補助金(A型)】

補助額：上限20万円/台
補助率：2/3

〈補助対象となる経費〉

- ・レジの導入・改修費用
- ・POSレジの導入費用
- ・モバイルPOSレジシステムの導入費用等

複数税率対応のできるレジの導入・改修で事務処理負担が軽減できます。

専門家の声

「働き方改革関連法」に対する備えはできていますか？

特定社会保険労務士
人財育成サポート 成川 彰浩 氏

働き方改革の基本は、大きく分けると2つあります。

1つは、働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようになるための改革です。もう1つは、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択しやすくすることです。

その実現のために、「労働時間法制の見直し」、「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」を法規制等により推進します。

「〇〇と仕事の両立」が様々な形でやりやすくなれば、退職せずに長く働き続けることができると、現在働いていない方も働くチャンスが広がります。子育て世代では、在宅勤務が選択でき

れば、働きやすくなります。特に、人手不足感が強い中小企業にとっては、働き方改革による「魅力ある職場づくり」に取り組む必要があります。労働時間法制の見直しは、2019年4月1日施行が多いのですが、法的義務が伴う内容は中小企業については施行期日が猶予されているものが多いです。残業の上限規制は、2020年4月1日施行、60時間超の時間外労働の割増率引上げ（25%→50%）は、2023年4月1日施行です。

その中で、有給休暇の一人1年間5日間の取得義務化は、大企業と同じく2019年4月1日施行のため、そろそろ内容を理解して備えていく必要があります。この法改正に伴い、有給休暇管理簿の備え付けも義務化されます。まずは、社員の入社日、有給付与日、現在の有給残日数の把握から始めましょう。また、有給休暇を付与できるのは、会社の所定労働日です。2019年は、祝日や国民の休日が増えそうなので、就業規則等で会社の所定休日を明確に定めておきましょう。

同一労働同一賃金関係は、中小企業は2021年4月1日施行ですが、同じ会社で正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇が原因で社員が退職するのを避けるために、法規制の前に必要な見直しを検討してはいかがでしょうか？

れば、働きやすくなります。特に、人手不足感が強い中小企業にとっては、働き方改革による「魅力ある職場づくり」に取り組む必要があります。

労働時間法制の見直しは、2019年4月1日施行が多いのですが、法的義務が伴う内容は中小企業については施行期日が猶予されているものが多いです。残業の上限規制は、2020年4月1日施行、60時間超の時間外労働の割増率引上げ（25%→50%）は、2023年4月1日施行です。

その中で、有給休暇の一人1年間5日間の取得義務化は、大企業と同じく2019年4月1日施行のため、そろそろ内容を理解して備えていく必要があります。この法改正に伴い、有給休暇管理簿の備え付けも義務化されます。まずは、社員の入社日、有給付与日、現在の有給残日数の把握から始めましょう。また、有給休暇を付与できるのは、会社の所定労働日です。2019年は、祝日や国民の休日が増えそうなので、就業規則等で会社の所定休日を明確に定めておきましょう。

受講者募集中！

真庭商工会
主催セミナー

＼知って得する／

働き方改革 関連セミナー

2019年2月8日(金)
19時～

真庭商工会本部(真庭市鍋屋6)
にて開催！

お申込みは同封のチラシから

合同会社 成川経営サポート
代表社員 成川彰浩 特定社会保険労務士

専門家
紹介



経歴

住友製薬(株)(現、大日本住友製薬(株))
住友化学工業法務部に出向後総務人事部門に約12年勤務
資格取得予備校の講師を5年間経験
開業 平成16年10月1日
資格 特定社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引主任者
「人材定着・人材育成」につながるように内容を工夫しながら、年間約80回の研修セミナー等を実施。

安心 安全 国がつくった 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の離所得扱い」です。

TEL: 050-5541-7171 (共済相談室) 小規模共済 検索

商工会員だからこそ加入できる特別な制度!

商工会の福祉共済

ライフスタイルと必要補償額に応じて加入プランをご検討いただけます。

「けが」の補償 「病気」の補償 トータル「がん」補償

掛金 2,000円~	掛金 1,000円~	掛金 3,000円~
---------------	---------------	---------------

仕事以外でも国内外24時間補償!

掛金はプラン毎に年齢・性別・職種に関わりなく一律!

交通事故・不慮の事故以外に天災でも「けが」の補償!

けがも病気も日帰り入院から補償!

けがの補償 80歳まで補償!

病気の補償 74歳まで補償!

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

3つの特典 貯蓄 融資 保障 商工貯蓄共済

プラス 加入の特典

貯蓄

10年間で満期となり、貯蓄積立金及び満期配当金を加入者にお返しします。

融資

事業資金(運転・設備)、生活安定資金などが、貯蓄積立金の最高5倍までご利用いただけます。

保障

全国規模の集團扱いのため安い保険料で大きな保障(死亡・高度障害)が得られます。

さらに医療特約も!

※病気やケガによる入院、所定の手術を保障(保険料別料金となります)

- 無事故給付金 10万円
- 入院時給付金 1日 5千円
- 手術給付金 最高20万円

お気軽に、お問い合わせください

真庭商工エコ会		事務所所在地		商工会員事業所	
●新庄支所	蒜山支所	湯原支所	●美甘支所	●勝山支所	●本部久世地区
〒719-0503 新庄郡新庄村 (0867) 456-0301 FAX (0867) 456-0301	〒719-0503 蒜山市蒜山富根303-1 (0867) 456-0301 FAX (0867) 456-0301	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-0105 美甘市 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0867) 623-7416 TEL (0867) 623-7416 FAX (0867) 623-7416	〒719-3144 勝山市 (0867) 522-711 TEL (0867) 522-711 FAX (0867) 522-711	〒719-0105 真庭市落合垂水508 (0867) 522-360 TEL (0867) 522-360 FAX (0867) 522-360	〒719-0314 真庭市 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037
●久世支所	●落合支所	●北房支所	●落合支所	●落合支所	●落合支所
〒719-0314 真庭市鍋屋 (0867) 424-3037 TEL (0867) 424-3037 FAX (0867) 424-3037	〒719-0105 真庭市美甘4-1 (0867) 522-119 TEL (0867) 522-119 FAX (0867) 522-119	〒719-0402 湯原温泉 (0			